

1. 件 名：実用発電用原子炉のEALについて

2. 日 時：令和2年2月25日 15:15～19:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ主任

東北電力株式会社 原子力部（原子力運営） 担当

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 課長

中部電力株式会社 原子力部 防災・核物質防護グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社 原子力部 原子力防災チーム 担当

関西電力株式会社 原子力事業本部危機管理グループマネジャー他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 副長

四国電力株式会社 原子力部 管理グループ 副リーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力防災グループ 担当

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要 旨

原子力エネルギー協議会から、令和元年度第61回原子力規制委員会（令和2年2月5日）及び第4回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和元年9月11日）を踏まえ、実用発電用原子炉のEAL（緊急時活動レベル）の見直しについて資料に基づき説明があった。

原子力規制庁より、以下を伝えた。

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項及び第4項の「その他これらに類する事象」に関する解説の改正について、法令に定めていることを改めて示しているもので、防災業務計画への反映は要しない
 - ・当該EALについて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生との判断根拠も含めて通報することを求める
 - ・使用済燃料貯蔵槽のEALについて事業者間で考え方を整理すること
- 原子力エネルギー協議会から、継続検討するとの回答があった。

6. その他

配布資料： 資料1 緊急時活動レベル（EAL）の見直し内容（案）について（原子力エネルギー協議会）